

移動等円滑化取組計画書

2026 年 8 月 19 日

住 所
広島県広島市中区
光南六丁目 1-68

事業者名
広島バス株式
会社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役社長
沖田 和也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（１） 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 ・当社が保有する乗合バス車両においては、2019 年 12 月末時点のノンステップバス 導入率は 25%にとどまっている（適用除外車両を除く）。こうした現状を踏まえ、車 両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、毎年、可能な限り乗合バス車両 をノンステップバスに置き換える。

（２） 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ・ノンステップバスを運転及び固定方法等の安全な操作手順をしている運転手に確実に習得させるため、教育訓練を行うとともに、定期的にバリアフリーに関する講習を開催する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの導入	ノンステップバスを 30 台導入する。(2024～2026 年度)

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いすスペースの確保	乗車椅子を上げてスペース確保している。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者、障害者の介助	運転者が自ら介助する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
全路線	車両の代替を進め、くるけんでノンステップバスの運行時間について、現在より多く表示できるようにする。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす利用者円滑な対応	新入社員教育時に車いすを用いて実際の車両で緊急教育する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
新設の乗合バス車両	優先席及び車いすスペースの適正な利用について呼びかけやポスターの掲示

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
特になし		

V 計画書の公表方法

ホームページへ掲載。

VI その他計画に関連する事項

特になし

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。